



廃タイヤ回収のお知らせ（有料）

市民生活課生活環境係 ☎75-4972

タイヤを出される方は、注意事項・料金等を確認のうえ搬入してください。なお、例年であれば市役所東側の駐車場で実施していましたが、本年度につきましてはうきは市スポーツアイランド西側の「**うきは市危険物置き場（朝倉市中島）**」に会場を変更していますのでご注意ください。

■ 回収日時

11月20日（日） 9:00～11:00
※新型コロナウイルスの感染状況等により、延期または中止させていただく場合がございます。予めご了承ください。

● 注意事項

- ・ 農業用などの「ゴムキャタピラー」は回収しません。
- ・ 農業用車両（一輪車・運搬車・SS等）のタイヤ及びチューブ等は回収します。
- ・ 事業所などの営業活動で出た廃タイヤは回収しません。
- ・ 自動車用ホイールのみは回収しません。

■ 場所 うきは市危険物置き場（朝倉市中島）

| 大きさ | ホイールなし | ホイール付き |
|----------------|--------|--------|
| 直径53cm未満 | 100円 | 210円 |
| 直径53cm以上67cm未満 | 210円 | 310円 |
| 直径67cm以上80cm未満 | 310円 | 730円 |
| 直径80cm以上 | 730円 | 1,150円 |



野外焼却の禁止

市民生活課生活環境係 ☎75-4972

ごみの野外焼却は廃棄物処理法により禁止されています。違反した場合には罰則が科せられる場合があります。

■ 禁止されているごみの「野外焼却」の例

- × ドラム缶を使用してごみを焼却する
- × ブロック囲いでごみを焼却する
- × 地面に穴を掘ってごみを焼却する
- × 法基準を満たしていない家庭用小型焼却炉で
ごみを焼却する



■ 例外規定

以下に挙げるもので、社会慣習上やむを得ないまたは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合に限ります。

- 農林業を営むためにやむを得ないもの（焼き畑、畔草や下枝の焼却等）
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの（落ち葉焚き等）

※例外であっても、**住宅地近くにおける焼却はご近所の迷惑になることがあります。十分な配慮をお願いします。**（洗濯物に臭いが付く、窓が開けられないなど）